

■ 中型自動車・中型免許について（運転できる自動車等の区分）

## 普通免許で中型自動車を運転すると無免許運転になります。

「中型自動車」とは大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車および小型特殊自動車以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車をいいます。



- ・車両総重量5,000kg以上11,000kg未満
- ・最大積載量3,000kg以上6,500kg未満



- ・乗車定員11人以上29人以下

平成19年6月以降に普通免許を取得した方は、特に中型自動車の無免許運転に注意が必要です!!

運転前に車検証で  
最大積載量、車両総重量、乗車定員  
を確認しましょう！



種類	普通免許	旧普通免許 (8トン限定中型免許)	中型免許
運転できる自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通自動車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○原動機付自転車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中型自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で、乗車定員10人以下に限る)</li> <li>○普通自動車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○原動機付自転車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中型自動車</li> <li>○普通自動車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○原動機付自転車</li> </ul>